

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)	
地域名 (地域内農業集落名)	林一・二地区 (林一、林二)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備事業が完了している田については、認定農業者と地元農業法人にある程度集積されている。当地区は、震災により農機具が流失したほか、農地の冠水被害など甚大な津波被害を受けた。現在では、農地復旧作業およびほ場整備事業が完了し、営農が再開されている。また、個人での営農再開が困難なことから、地域農業者で法人を設立、当該法人が中心となり、効率的に営農できるように農地集積を進めている。なお、法人内での後継者の育成が課題であることから、今後は育成に力を入れていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業者の法人を中心に水稲や大豆、野菜を耕作していく。また、震災前に沿岸部の任意組織が生産し、法人に継承したメロンについても、引き続き生産を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	162.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	132.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

林一・林二を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
すでに田は集積・集約化がされていることから、現状を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
すでに田は集積・集約化がされていることから、現状を維持していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
すでに基盤整備済みのため取り組みなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特になし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②化学肥料の使用量を抑えて、稲わらやぬかを用いて土壌の改良に努めている。
- ③GPSを活用して機械操作を行っている。
- ⑦農地の適切な管理に努めている。
- ⑧ライスセンターの適切な管理を行う。
- ⑨②同様、稲わらを用いて土壌の改良に努めている。